

令和7年度
第1回

大田原市立中学校部活動
地域クラブ活動推進協議会

会議資料

令和7年6月3日(火)
大田原市教育委員会事務局

(1)

部活動地域連携・地域移行
の現状と課題について

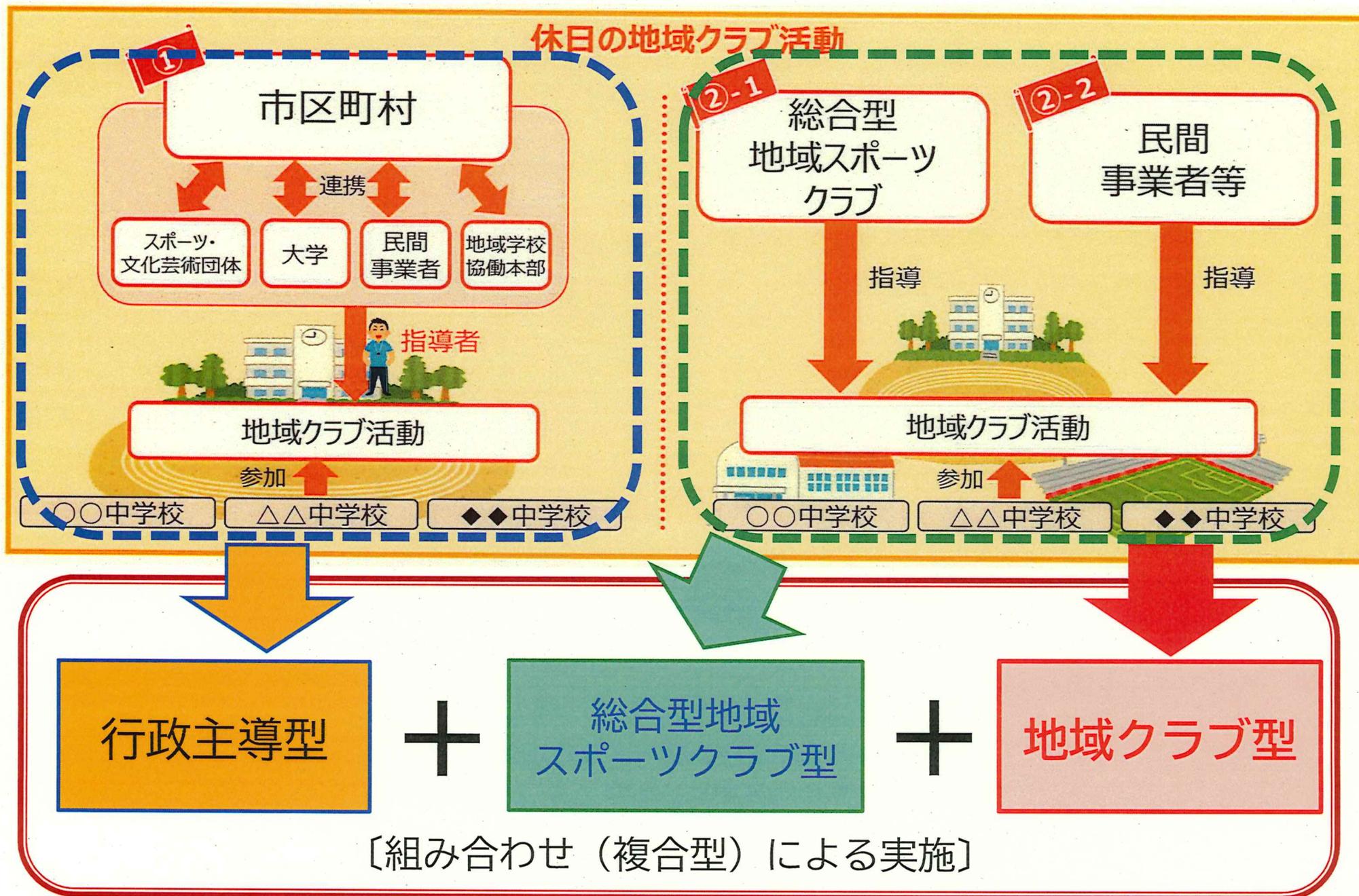
(1) 部活動地域移行の現状について

【これまでの経過】

	市教育委員会	県教育委員会	国（スポーツ庁・文化庁）
平成30年		[9月]・栃木県運動部活動の在り方に関する方針	[3月]・運動部活動のあり方に関する総合的なガイドライン [12月]・文化活動に関する総合的なガイドライン
平成31年	[3月]・大田原市立学校に係る部活動の方針	[3月]・栃木県文化部活動の在り方に関する方針	
令和2年			[9月]・学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について
令和3年	[3月]・大田原市立学校に係る部活動の方針(第2版)		
令和4年			[12月]・学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン
令和5年	[8月]・大田原市立中学校部活動地域クラブ活動推進協議会設置 [10月]・令和5年度第1回大田原市立中学校部活動地域クラブ活動推進協議会	[3月]・とちぎ部活動移行プラン	
令和6年 1月	・令和5年度第2回大田原市立中学校部活動地域クラブ活動推進協議会		
3月		・栃木県学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針	
4月	・拠点校部活動の開始		
5月	・令和6年度第1回大田原市立中学校部活動地域クラブ活動推進協議会		
6月	・部活動指導員配置事業の開始		
8月	・地域クラブ活動団体への移行(2校・3部活)		・地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議設置 ・第1回地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議
10月	・地域移行実証事業の開始(2校・2部活) ・令和6年度第2回大田原市立中学校部活動地域クラブ活動推進協議会		
12月	・大田原市地域クラブ活動指導者人材バンク設置 ・大田原市運動部活動地域移行実証事業説明会		・第2回地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議
令和7年 2月	・令和6年度第3回大田原市立中学校部活動地域クラブ活動推進協議会 ・大田原市学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針の策定		
4月	・地域クラブ活動団体への移行(2校・2部活)		・第3回地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議
5月			・第4回地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議(最終とりまとめ)

(1) 部活動地域移行の現状について

【地域移行における運営団体等】



(1) 部活動地域移行の現状について

【地域クラブ活動団体への移行状況】

[令和7年6月3日 現在]

各中学校における部活動の地域移行の状況

学校名	種 目	部活動指導員 の配置 (検討中含む)	運営団体 〔実施主体〕	地域移行の型	移行時期 (予定)
大田原中学校	剣 道	—	大田原南剣道クラブ	行政主導型	令和7年度中
若草中学校	バスケットボール(女)	○	大田原ジョイフルスポーツクラブ	総合型地域 スポーツクラブ型	令和7年4月
	剣 道	—	(調整中)	行政主導型	令和8年度
親園中学校	剣 道	○	大田原南剣道クラブ	行政主導型	令和7年度中
金田北中学校	バレーボール(女)	○	(未定)	(未定)	(未定)
	剣 道	○	大田原北剣道クラブ	行政主導型	令和7年度中
	ソフトボール(女)	—	REDガールズSBC	地域クラブ型	令和7年4月
金田南中学校	サッカー	—	FC黒羽	地域クラブ型	令和6年8月
	バレーボール(女)	○	(未定)	(未定)	(未定)
	ソフトボール(女)	—	黒羽ソフトボールクラブ	地域クラブ型	令和6年8月
	剣 道	—	大田原北剣道クラブ	行政主導型	令和7年度中
野崎中学校	剣 道	○	大田原南剣道クラブ	行政主導型	令和7年度中
湯津上中学校	柔 道	—	湯津上柔道教室	行政主導型	令和7年度中
黒羽中学校	ソフトボール(女)	—	黒羽ソフトボールクラブ	地域クラブ型	令和6年8月

(1) 部活動地域移行の現状について

【部活動指導員配置事業実施状況】

[令和7年6月3日 現在]

部活動指導員の配置

学校名	種 目	配置数	状況（配置時期）
大田原中学校	柔 道	1名	令和7年5月
若草中学校	バスケットボール（女）	1名	令和6年6月
親園中学校	剣 道	1名	令和6年7月
金田北中学校	剣 道	1名	令和6年6月
	バレーボール（女）	1名	令和6年10月
金田南中学校	バレーボール（女）	1名	令和6年6月
野崎中学校	剣 道	1名	令和6年7月
	ソフトテニス（女）	1名	令和7年5月
湯津上中学校	—	—	
黒羽中学校	—	—	

【6校・5種目・8名】

(1) 部活動地域移行の現状について

【令和7年度 拠点校部活動実施一覧】

【令和7年6月3日現在】

種目	拠点校	在籍校
バレーボール(女)	大田原中学校	野崎中学校
吹奏楽(男・女)	大田原中学校	野崎中学校
美術(男・女)	大田原中学校	野崎中学校
柔道(男・女)	大田原中学校	若草中学校
	黒羽中学校	金田北中学校
相撲(男・女)	若草中学校	相撲部が設置されていない中学校
バスケットボール(女)	若草中学校	金田北中学校 黒羽中学校
ソフトテニス(男・女)	若草中学校 黒羽中学校	金田南中学校
ソフトボール(女)	親園中学校	若草中学校 黒羽中学校
弓道(女)	黒羽中学校	野崎中学校

R7実施状況

種目	バスケットボール(女)	
拠点校	若草中学校	
在籍校	黒羽中学校	金田北中学校
学年	3年生	2年生
開始時期	令和6年5月	令和6年9月
移動手段	家族の送迎	家族の送迎

種目	吹奏楽
拠点校	大田原中学校
在籍校	野崎中学校
学年	1年生
開始時期	令和7年5月
移動手段	家族の送迎

種目	弓道
拠点校	黒羽中学校
在籍校	野崎中学校
学年	1年生
開始時期	令和7年5月
移動手段	家族の送迎

種目	美術部
拠点校	大田原中学校
在籍校	野崎中学校
学年	1年生
開始時期	令和7年5月
移動手段	デマンド交通 ・市内路線バス

種目	柔道	
拠点校	黒羽中学校	大田原中学校
在籍校	金田北中学校	若草中学校
学年	1年生	1年生
開始時期	令和7年4月	令和7年4月
移動手段	家族の送迎	自転車

(1) 部活動地域移行の現状について

【R5～R9】大田原市部活動地域移行ロードマップⅠ

今年度実施内容：黄文字

	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
部活動 地域移行		各中学校において休日部活動の1つ以上を地域移行 2中学校3部活動が移行 ・金田南中(サッカー部・ソフトボール部) ・黒羽中(ソフトボール部)	2中学校2部活動が移行 ・若草中(女子バスケットボール部) ・金田北中(ソフトボール部) 6中学校2部活動が移行予定	各校の実情に応じて、可能な部活動は平日も含めて順次進める	
部活動 地域展開			部活動地域展開について検討【改革実行期間6年間】(令和8～13年度)		
地域クラブ 推進協議会	2回開催	3回開催	3回開催	随時開催	
子供の ニーズ調査	小学生(4・5・6年)に対するスポーツ・文化活動調査(部活動入部意向含む) 小学校6年生に対する入部希望調査(毎年1月)				
実証事業		2中学校で実施 (若草中・金田北中)	7団体で実施		
運営団体 実施主体	運営団体・実施主体 の選考	運営団体・実施主体 との協議・意向確認	随時、連携にむけて団体との交渉		
		連携団体の目標数：5	連携団体の目標数：5(10)		
地域クラブ活動団体登録・活動開始					
指導者確保		部活動指導員導入	部活動指導員拡充(継続実施)		
		市人材バンク設置 ・登録開始(12月)	地域クラブ活動指導者活動開始		
教職員の 兼職兼業		許可基準等検討・ 決定、意向調査 (那須地区共通)	希望する教職員の兼職兼業の実施		

(1) 部活動地域移行の現状について

【R5～R9】大田原市部活動地域移行ロードマップⅡ

今年度実施内容：黄文字

	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
部活動・地域 クラブ活動 ガイドライン	国・県の 方針等策定	市部活動・地域クラブ 活動の在り方に関する 方針策定	市部活動・地域クラブ活動の在り方に関する方針の見直し（随時）		
指導者 研修会		地域クラブの連携団体 対象の研修会	地域クラブ指導者等研修会の実施（年2回程度）		
広報周知		市民対象：リーフレット配付、市HP活用等で周知	保護者・生徒対象：新入生説明会、学校HP等で周知		
部活動の 適正設置	8中学校長調整会議の実施（随時実施）		拠点校部活動の周知・開始（広報周知の推進）		
各競技にお ける合同練 習会の実施		種目別合同練習会の実施（小・中、小・小）	地域クラブとして運営・実施が可能な団体との連携		
受益者負担 軽減策協議		地域クラブ協議会・調整会議等にて検討			
施設活用		教育部内等における 条件整備等	施設の減免対象等の 検討及び方針策定	条件に応じた活用開始	

(2)

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめについて（実行会議～概要～）

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ 概要①

※下記の内容は、公立中学校等の生徒を主な対象としたもの

1. 改革の理念及び基本的な考え方等

(1) 改革の理念

- 急激な少子化が進む中でも、**将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実**するのが改革の主目的。
※改革を実現するための手法を考える際には、**学校における働き方改革の推進を図ることや良質な指導等を実現することについても考慮**。
- 学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、**地域全体で関係者が連携して支え、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障**。
- スポーツ基本法、文化芸術基本法で、地方公共団体による「地方スポーツ推進計画」、「地方文化芸術推進基本計画」の策定が努力義務とされていることも踏まえ、各地域において**スポーツ・文化芸術施策を総合的に推進する中で、部活動改革も計画的に進められることを期待**。

(2) 地域クラブ活動の在り方

- 地域クラブ活動においては、**学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展**させつつ、**新たな価値を創出**することが重要。
〈新たな価値の例〉
生徒のニーズに応じた多種多様な体験（1つの競技種目等に専念しないマルチスポーツや、スポーツと文化芸術の融合、レクリエーション的な活動等を含む）、生徒の個性・得意分野等の尊重、学校等の垣根を越えた仲間とのつながり創出、地域の様々な人や幅広い世代との豊かな交流、適切な指導者による良質な指導、学校段階にとられない継続的な活動（引退のない継続的な活動）及び地域クラブの指導者による一貫的な指導
- 地域クラブ活動の具体的な実施形態や活動内容等は多様な形があり得る。**地域の実情等にあった望ましい在り方を見出していくことが重要**。
- 民間のクラブチーム等との区別や質の担保等の観点から、**国として、地域クラブ活動の定義・要件や認定方法等を示した上で、地方公共団体において認定を行う仕組みを構築**していく必要。

(3) 地域全体で連携して行う取組の名称（「地域移行」の名称変更等）

- 上記の理念や地域クラブ活動の在り方等をよりの確に表すため、「**地域移行**」という名称は、「**地域展開**」に変更。
【コンセプト】①学校内で運営されてきた活動を広く地域に開き、地域全体で支えていく。 + ②**新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動を可能とする**。
※学校部活動から地域クラブ活動に転換した場合であっても、地域クラブ活動の実施に当たって、学校施設の活用等、学校との連携は図る必要。

(4) 改革を進めるに当たっての基本的な考え方

- **上記の理念等を幅広い関係者で共有しながら地域展開等に取り組むこと**。 ● **具体的手法は地域の実情等に応じた多様な選択肢を認めること**。
- **活動の場を増やすだけでなく、活動内容の質的向上も図ること**。 ● **対面とデジタルを最適に組み合わせるなど新たな手段も最大限活用すること**。
- **受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方を検討し、国・都道府県・市区町村が支え合いながら適切な支援を行うこと**。
- **障害のある子供や運動が苦手な子供等を含め、多様な子供が希望に応じて安心して活動に参加できる環境を整備することが重要であること**。
- **地方公共団体等において、地域クラブ活動に関する情報を整理・集約し、学校と連携して、生徒・保護者にきめ細かな情報提供等を行うこと**。

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ 概要②

2. 改革推進期間の成果と課題

- 令和5年度から「改革推進期間」がスタートし、国の実証事業等を通じて、地方公共団体による取組が着実に進捗。既に休日の地域展開を進めている地方公共団体等も存在しており、今後も更に改革が進捗していく見込み。
- 地方公共団体の創意工夫により、地域の実情に応じた運営形態のモデルや指導者確保等の課題の解決に向けた方策等も見出されている。
- 他方、改革途上にある地方公共団体等も多い。これまでの改革の歩みを止めず、より一層の改革を進めていくことが必要。そのためにも、国において実証事業等の成果と課題の整理・分析を行い、課題の解決方策等も明らかにし、広く普及していくことが重要。

3. 今後の改革の方向性

- 地方公共団体が幅広い関係者の理解と協力の下、平日・休日を通じた活動を包括的に企画・調整し、多様な選択肢の中から地域の実情等に合った望ましい在り方を見出し、改革の方針を決定することが重要（生徒・保護者等への丁寧な説明も必要）。
※休日の地域展開とともに、平日の地域展開もあわせて、できるところから取り組むことなどもあり得る。

改革の進め方	<ul style="list-style-type: none">・休日については、次期改革期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す。 ※地域の実情等を踏まえつつ、できる限り前倒しでの実現を目指すことが望ましい。※中山間地域や離島など特殊な事情により地域展開に困難が伴う場合等には、国としても、きめ細かなサポートを通じて地域展開を後押し。それでも地域展開が困難な場合には、当面、部活動指導員の配置等を適切に実施。・平日については、各種課題を解決しつつ更なる改革を推進。まずは、国において、地方公共団体が実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証等を行うとともに、地方公共団体において地域の実情等に応じた取組を進める。
次期改革期間	<p>「改革実行期間」（前期：令和8～10年度 ⇒ 中間評価 ⇒ 後期：令和11～13年度）</p> <ul style="list-style-type: none">※現時点で着手していない地方公共団体においても、前期の間に確実に休日の地域展開等に着手。※平日の改革については、前期において活動の在り方や課題への対応策等の検証を行った上で、中間評価の段階で改めて取組方針を定め、更なる改革を推進。
費用負担の在り方等	<ul style="list-style-type: none">・地方公共団体において、地域の実情等に応じて安定的・継続的に取組が進められるよう、受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方等を検討する必要（公的負担については国・都道府県・市区町村で支え合うことが重要）。※受益者負担の水準については、国において金額の目安等を示すことを検討する必要。・企業版ふるさと納税やガバメントクラウドファンディングをはじめとした寄附等の活用等、新たな財源の確保も有効に組み合わせていくことが重要。・家庭の経済格差が生徒の体験格差につながることはないよう、経済的に困窮する世帯の生徒への支援については確実に措置を行う必要。・部活動指導員の配置について、次期改革期間においても一定の範囲で支援を行っていく必要。

4. 地方公共団体における推進体制の整備

- 地方公共団体において、専門部署の設置や総括コーディネーターの配置等、適切な推進体制を整備することが重要。
- 改革を円滑に進めるためには、地方公共団体とともに、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、文化芸術団体、文化協会、社会教育施設、民間事業者、大学、地域の中学校体育連盟、中学校文化連盟、スポーツ推進委員等と適切に役割分担を行い、幅広い関係者が連携・協働しながら一体となって取組を進める必要。
- 都道府県が広域自治体としてリーダーシップを発揮し、市区町村に対して必要な支援をきめ細かく行うことも重要。
- 一つの市区町村における対応が困難な場合には、複数の市区町村による広域連携の取組を進めることも重要。

5. 学習指導要領における取扱い

- 地域クラブ活動は、学校外の活動ではあるものの、教育的意義を有する活動であり、継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障するもの。そのため、地域クラブと学校との連携が大切。
- 実態としては、現時点における地域展開等の進捗状況・見通しを踏まえると、今後、休日を中心に、地域クラブ活動が広く普及・定着していることが見込まれる一方で、当面は、平日を中心に学校部活動が存続する学校も一定程度あることが想定。
- 一方、その指導体制については、地域展開が原則となる休日だけでなく、地域連携も含めて取組が進められる平日についても、地域クラブの指導者又は部活動指導員が指導を担う体制を普及させていくことが重要。
- こうしたことを踏まえ、学習指導要領の次期改訂においては、地域クラブ活動の普及・定着を前提とした記載として、地域展開が困難な場合等に実施される学校部活動に関しても教職員等の負担軽減の視点から一定の記載を行うことが考えられる。
- 今後、このような方向性を踏まえつつ、地域クラブ活動と部活動に関する記載内容についてスポーツ庁及び文化庁において更なる検討・具体化を進めた上で、中央教育審議会に報告されることが期待される。

※なお、学習指導要領解説については、別途、現行ガイドラインの記載等に沿った見直し（学校と地域クラブとの連携等に関する記載の新設等）が令和6年12月に行われている。

※学習指導要領については学校における教育課程の基準であり、現行の部活動についての記載も学校の教育課程との関連を中心に行われているものであることに留意が必要であり、地域クラブ活動と学校との必要な連携など、地域クラブ活動の実施に当たっての留意点等については学習指導要領解説や部活動ガイドラインなどにおいて詳細を記載していくことも考えられる。

各論（個別課題への対応等）

1. 地域クラブ活動を担う運営団体・実施主体の体制整備等

- 地域全体での連携体制の整備（地方公共団体と関係団体等との連携・協働、コーディネーターの配置、学校との連携等）
- 運営に関するサポート体制の整備、運営を担う人材の確保・育成
- 組織体制・財政基盤の整備
- ICT活用による運営業務の効率化 等

2. 指導者等の質の保障・量の確保

- 多様な人材の発掘・マッチング・配置（人材バンクの設置・運用、大学生の活用促進、希望する教職員の兼職兼業等）
- 適切な資質・能力の保障、人材育成（研修会開催、公認指導者資格の取得促進、指導の手引き作成、適切な処遇の確保等）
- 平日（学校部活動）と休日（地域クラブ活動）の一貫指導 等

3. 活動場所の確保

- 学校施設等の有効活用（地方公共団体等による協力等）
- 認定を受けた地域クラブ活動の優先利用・使用料減免等
- 活動場所の管理運営の効率化等（ICT活用、鍵の受渡しの負担軽減、指定管理者制度等の活用、学校施設の複合化等）

4. 活動場所への移動手手段の確保

- 既存車両の有効活用（スクールバスやスポーツ団体のマイクロバス等）
- 地域公共交通との連携等（運行ダイヤの見直し検討、利用料への補助、AIオンデマンド交通や公共ライドシェアの活用等）
- 多様な政策分野との連携・協働等（介護・福祉・医療等）

5. 大会やコンクールの運営の在り方

- 生徒の大会等の参加機会の確保（地域クラブ活動の認定制度の導入に合わせた大会参加規程の見直し、行政・関係団体等による協議の場の設定等）
- 大会に参加する生徒への支援等（交通費・宿泊費の支援等）
- 大会の運営及び引率等の体制整備（地域クラブ活動関係者や保護者等の参画促進、大会運営の外部委託等） 等

6. 生徒・保護者等の関係者の理解促進

- 国における取組（ポスター・チラシ・動画等、ポータルサイトやSNS等を通じた広報、説明会・シンポジウム等の開催）
- 地方公共団体等における取組（学校と連携した生徒等へのきめ細かな情報提供等、体験会等の開催、生徒等の希望を把握するためのアンケート調査やワークショップの実施等）

7. 生徒の安全確保のための体制整備

- 事故や暴力・暴言等の不適切行為やいじめの防止（指導者・保護者・生徒等への研修等、組織的な体制整備、相談窓口の活用促進等）
- 事故や不適切行為が発生した場合の責任の所在の明確化
- 生徒及び指導者の保険への加入（傷害保険＋賠償責任保険）

8. 障害のある生徒の活動機会の確保

- 多様な地域の関係者の参画（障害者スポーツセンター、地域のパラスポーツ協会、放課後等デイサービス実施事業者等）
- 新たなスポーツ・文化芸術活動の機会の提供
- 障害者対応指導ツール等を活用した指導者の資質・能力の向上 等

(3)

令和7年度地域スポーツクラブ活動体制整備事業（地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業）の実施状況について

令和7年度実証事業の実施状況(R7.6.1現在)

事業対象	○市内の中学校において「部活動」として存続している部の「休日」のスポーツ活動について、学校以外の団体が行った場合に対象となる。			
事業期間	○令和7年4月～令和8年1月(最大10か月間)			
事業上の分類	【市区町村運営型】⇒行政(教育委員会)が運営主体となる場合			
実施校	金田北中	若草中	大田原中、親園中、野崎中	金田北中、金田南中
実施種目	ソフトボール	女子バスケットボール	剣道	剣道
団体	REDガールズSBC	大田原ジョイフルスポーツクラブ	大田原南剣道クラブ	大田原北剣道クラブ
主な活動場所	金田北中、市野沢小	若草中	親園中、野崎中	金田北中
対象経費	報償費・交通費・旅費・保険料・消耗品費 ※ 報償費・交通費は、実施期間中「36回」までとする。 ※ 消耗品費の上限は1万円とする。(WBGT測定器、熱中症予防関連品等)			
事業上の分類	【地域スポーツ団体等運営型】⇒地域のクラブチームなどが運営主体となる場合			
実施校	金田南中	黒羽中		
実施種目	サッカー	ソフトボール		
団体	FC黒羽	黒羽ソフトボールクラブ		
主な活動場所	黒羽中、黒羽運動公園	金田南中		
対象経費	保険料・消耗品費・借上料 ※ 1団体当たり15万円を上限とする。			

(4)

大田原市地域クラブ活動指導者人材バンクの状況について

(4) 大田原市地域クラブ活動指導者人材バンクの設置について

【申請手続等について】

<p>登録申請の方法</p>	<p>【大田原市電子申請システム】 二次元コードを読み込み、必要事項を入力して申請</p> <p>《二次元コード》 </p> <p>【書類申請】 市HPから必要書類をダウンロードし、必要事項を記入の上、生涯学習課窓口へ持参または郵送（簡易書留）で提出</p>
<p>公開する情報</p>	<p>登録した指導者情報のうち、以下の情報は市HP上で公開します。収集した個人情報は、大田原市個人情報保護条例に基づいて、適正に管理します。</p> <p>〈所属先〉 〈性別〉 〈指導分野（スポーツ分野または文化芸術分野）〉 〈指導種目・活動内容（複数可）〉 〈指導者資格〉 〈指導可能地域（市内全域・大田原地区・湯津上地区・黒羽地区）〉 〈指導対象者（小学生・中学生・どちらでも）〉 〈適切な指導に取り組むことの誓約〉</p>
<p>指導者の資格要件</p>	<p>➢ スポーツや文化芸術活動などにおける指導経験や資格を有するなど、専門的な知識・技能のある方 ➢ 過去の指導において、体罰、パワーハラスメントなど、不適格な指導がない方</p>
<p>登録指導者の情報提供</p>	<p>人材バンクに登録された指導者情報は、指導者から登録申請書が提出され次第順次更新して市HPで公開します。（分野ごとに登録者が確認ができます。） 登録された指導者情報は別表に掲載しています。 ・別表1「スポーツ分野」一覧表 ・別表2「文化芸術分野」一覧表</p>
<p>指導者情報の照会</p>	<p>地域クラブ活動および学校などが、登録された指導者の情報提供を求めるときは、所定の様式を市教育委員会に提出いただきます。</p>
<p>登録更新の申請</p>	<p>登録指導者の登録期間は、年度ごととなります。登録指導者の登録期間が満了し、期間を更新するときは、更新登録申請書を生涯学習課へ提出することになります。</p>

(5)

部活動などで利用できる本市のスポーツ施設について

スポーツ振興課で管理するスポーツ施設の利用について

◎有料施設

対象団体	料金	減免規程等		予約方法
小学校 中学校 スポーツ少年団等	例規で定める料金	県北体育館	減免規定なし	県北体育館で予約
		美原公園	50%減免	
		グリーンパーク	減免規定なし	
一般・高校生	〃	黒羽運動公園	50%減免	黒羽支所で予約
		スポーツ協会・官公署、学校は減免規定あり		上記の施設と同じ

◎市内学校施設開放

対象団体	料金	予約方法
小学校 中学校 スポーツ少年団等	無料	各学校で前月の1日から20日の間に予約申請を行う
一般・高校生		

◎学校跡地運動場

対象団体	料金	予約方法
小学校 中学校 スポーツ少年団等	無料	佐久山地区はスポーツ振興課で、黒羽地区は黒羽支所で前月の1日から20日の間に予約申請を行う
一般・高校生		

【今後の課題】 「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめより

- ・ 学校施設等の有効活用
- ・ 認定を受けた地域クラブ活動の優先利用・使用料減免等
- ・ 活動場所の管理運営の効率化等

(6)

部活動の地域連携・地域移行の周知について



大田原市では中学校部活動の 地域連携・地域展開を推進します

～子どもスポーツ・文化芸術活動の機会を守り、
地域の子供は学校を含めた地域で育てる～

【背景】

少子化が進んでおり、今後も生徒数の減少が想定され、それに伴って教職員の数も減っていきます。

- ⇒ 部活動の存続が困難となりチーム編成ができず合同チームを編成している部活動があります。
- ・部活動に対するニーズが多様化していますが、学校規模で設置している部活動数が異なり、生徒のスポーツ・文化芸術活動の体験格差が生じています。
 - ・生徒たちのやりたい部活動がない学校があります。
 - ・教員の負担軽減の必要性が生じています。

【目的】

急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生徒のスポーツ・文化芸術活動が充実することを目指します。



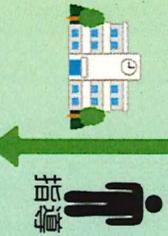
大田原市の今後の部活動・地域クラブ活動の3つのスタイル

1 従来の学校部活動

【主 体】 学校
【指導者】 教職員
部活動指導員
外部指導者

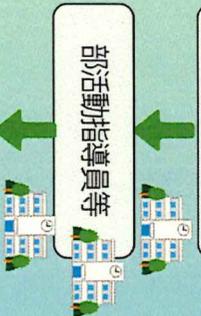
(1) 合同部活動
(2) 拠点校部活動
【主 体】 複数の学校
【指導者】 教職員、部活動指導員
外部指導者

【例】 教職員・外部指導者



2 広域部活動

地域の人材



学校部活動の地域連携

【主 体】 学校 (単独又は複数校) の部活動

3 地域クラブ活動

【主 体】 スポーツ・文化芸術団体、総合型スポーツクラブ、NPO法人、スポーツ少年団、市スポーツ協会専門部、地域学校協働本部
【指導者】 地域の指導者 (教職員の兼職兼業含む)

【例】 大田原市



地域クラブ活動

【主 体】 地域にある地域クラブ等

現時点における大田原市の地域展開の方向性

令和7年度中に市内全中学校において、各校一つ以上の部活動の休日の活動について地域展開を目指します。
その後は、学校の実情に応じて可能な部活動の休日の地域展開とともに、平日の地域展開もあわせてできるところから取り組みます。

令和5～7年度

令和8～10年度(前期)

令和11～13年度(後期)

改革推進期間

改革実行期間

地域展開のメリットは？

- ・ニーズに応じた専門的な指導が受けられる
- ・他校の生徒や色々な年代の人との関わるなど、多様な交流ができます
- ・複数の活動など多種目の活動が可能です

○地域展開における活動の例

- Aさん 平日：バスケットクラブ 休日：バスケットクラブ
Bさん 平日：サッカー部 休日：水泳クラブ
Cさん 平日：バレーボール部 休日：活動しない
Dさん 平日：活動しない 休日：サッカークラブ

Q&A



- Q1：学校部活動はなくなってしまおうのですか？
A1：なくなりません。地域移行の準備が整った部活動から移行しますが、できない場合にはこれまで同様の部活動となります。
- Q2：部活動や地域クラブ活動に必ず参加しなくては行けないの？
A2：必ずではありません。
- Q3：地域クラブは中学校体育連盟の大会に出場できるの？
A3：原則として出場できます。(各専門部の規定によります)
- Q4：部活動が地域に移行したら会費等の保護者の負担はどうなりますか？
A4：地域移行後は学校の活動でなくなるため、指導者の謝金や会場使用料、保険料等の負担は保護者の負担となります。



お願い：部活動の受け皿となる地域クラブ活動の団体や指導者として御協力いただける場合には御連絡ください。



大田原市拠点校部活動



地域クラブ指導者
人材バンク

問い合わせ先：大田原市教育委員会

- | | | |
|------------------|---------|--------------|
| 学校部活動関係： | 学校教育課 | 0287-23-3125 |
| 地域クラブ活動・施設関係： | スポーツ振興課 | 0287-22-8017 |
| 文化芸術活動関係： | 文化振興課 | 0287-23-3129 |
| 地域クラブ指導者人材バンク関係： | 生涯学習課 | 0287-23-2100 |

◆◆◆ 大田原市ホームページ◆◆◆
「大田原市立中学校の部活動の地域連携・地域移行について」

「地域移行」に関するホームページ作成	学校関係の会議や研修会等で「部活動の地域移行」に関する内容が多くなってきている。しかし、その内容や取組の周知に関しては、まだまだ不足しており決して十分とは言えない。その解消を図るため「本市の現状や取組」をまとめ、ホームページで周知を図ることを目的とする。(一つの方策として)
--------------------	---

基本的な
掲載内容

(案)

- I 部活動の地域移行とは
 - 1 国の方針
 - 2 県の方針
 - 3 大田原市の方針
 - ・生徒数推移・設置部活動数
 - ・市のチラシ(QRコード) 国のチラシ・県のチラシ)
- II 大田原市の取組(令和7年■月現在)
 - 1 拠点校部活動
 - 2 合同(チーム)活動
 - 3 部活動指導員
 - ・実施要綱
 - ・人材バンク(県・市)
 - 4 団体登録
 - ・一覧
 - ・ガバナンスコード
 - ・使用可能場所
 - 5 人材バンク登録
 - ・個人情報
 - ・県の人材バンク
 - 6 兼職兼業
 - 7 地域スポーツクラブ活動体制整備事業(実証事業)
- III 「大田原市学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針」
- IV 「中学校部活動地域クラブ活動推進協議会」の設置
 - 令和5年度 2回 令和6年度 3回 令和7年度 3回(予定)
- V 市内中学校の「部活動方針(教育目標との関連)」 「大会等報告」 「練習計画・実績」 等
 「御意見」 「御感想」 「御助言」 「御要望」 等

(7)

地域クラブ活動を行う団体
等の運営資金等の調達方法
について

(7) 地域クラブ活動を行う団体等の運営資金等の調達方法について

先進地の事例 I

茨城県守谷市

実施事業	『ガバメントクラウドファンディング』を活用した資金調達 ◎ガバメントクラウドファンディングとは・・・ 自治体を実施するクラウドファンディング。自治体が抱える問題解決のために、ふるさと納税制度を活用して寄附を募る仕組み。 ※ ガバメントクラウドファンディング (GCF) は、株式会社トラストバンクの登録商標
担当部署	◎守谷市（財政課） ◎守谷市教育委員会（生涯学習課） ◎一般社団法人守谷市スポーツ協会
背景	○守谷市では、一般社団法人守谷市スポーツ協会が守谷市の地域スポーツクラブ活動の運営事務局を担当 ○地域スポーツクラブ活動の管理運営費を確保するため、ガバメントクラウドファンディングによる財源確保を実施 ○ふるさと納税に関するノウハウを持つ市財政部局の助言も受けながら企画立案
現状・課題	・現在は、段階的に休日の部活動の一部を守谷市スポーツ・文化クラブ (MSCC) へ移行し、クラブ指導者による指導・管理・運営を行いながら、移行に伴う課題等を検討するとともに、様々な活動体験会を積極的に開催し、将来の完全移行に向けて子どもたちが楽しめる地域クラブ活動の実証を進めている。 ・地域クラブ活動を行っていくためには、子どもたちのニーズに合わせた指導を行える指導者の確保及び指導者のスキルアップ・安全な指導を行うための教育、活動場所となる学校施設の管理・運営方法の確立、指導者の謝金・クラブ備品の購入費等の地域クラブを運営するための財源確保などが課題である。
事業内容	○寄付金は、守谷市教育文化振興基金へ積み立て、令和6年度以降の地域クラブ活動の運営費用に使用 【寄付額】 R5 (約570万円) ・ R6 (1,000万円超) 【主な使い道】 ・学校部活動にはない新しいスポーツ競技、文化芸術活動の体験活動や新しいクラブの創設費用 ・各種目の専門コーチの雇用費用 ・地域クラブ活動を安全に行うための指導者講習会の開催費用 ・地域クラブ活動に必要な備品の購入費用 など ※目標金額未満だった場合も、本プロジェクトに活用 ※目標金額以上に集まった場合でも、本プロジェクトに関連する事業に活用

(7) 地域クラブ活動を行う団体等の運営資金等の調達方法について

先進地の事例Ⅱ

長崎県長与町

実施事業	『部活動の地域移行』×『企業版ふるさと納税』 ◎企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）とは・・・ 地方公共団体が実施する地方創生のための取組に対して、当該地方公共団体以外に本社が所在する企業が1件10万円を下限として寄附を行った場合に、寄附額の最大約9割の軽減効果（法人関係税）が得られる制度
担当部署	〈部活動の地域移行〉 ・ 学校教育課 〈企業版ふるさと納税〉 ・ 政策企画課
背景	・ 長崎県長与町は、長崎市のベッタウンで人口約40,000人 ・ 子育て・教育・健康づくり・遊び心に力を入れている「みかんの町」 ・ 現在、全国的に進められている「部活動の地域移行」に先進的に取り組む ・ 国の目標に先駆け、令和5年度から土日の運動部活動は地域へ移行完了 ・ 令和3年度から県内自治体で唯一、国から「地域部活動推進事業」を受託 ・ 地域移行を契機とし、地域スポーツ活動を充実・発展 ・ 健康と地域コミュニティづくりを推進し、生涯活躍できる魅力あるまちづくりを推進
現状の課題	○これまでの部活動は教職員が指導を担っていたことで比較的廉価に運営が可能 → 地域（受け皿）で継続的・安定的にスポーツ機会を提供するためには、活動場所、用具、指導者の確保など、様々な面で今まで以上に一定の費用負担が生じる。 ○家庭の経済状況などに関わらず、子供たちが希望通りにスポーツに親しむ機会を確保するための支援が必要。
事業内容	《部活動の地域移行サステナブル・スポンサーを募集》 ○自治体による財政支援や受益者負担（参加費）だけでなく、地域スポーツの持続可能な運営に資する+αの取り組みとして企業の皆様からご支援をいただく。 ・ 寄附金は地域スポーツ活動の運営に必要なコストに活用 ・ 特に経済的な負担が難しい世帯への支援の一部へ活用 → 本支援金は奨学金的な運用を想定（寄附金などを原資とした積立金を準備し、支援対象世帯に貸付） → 資金が確保できれば、支援対象世帯が支援金相当分を返済することで、継続的な支援が可能

(8)

その他

(8) その他